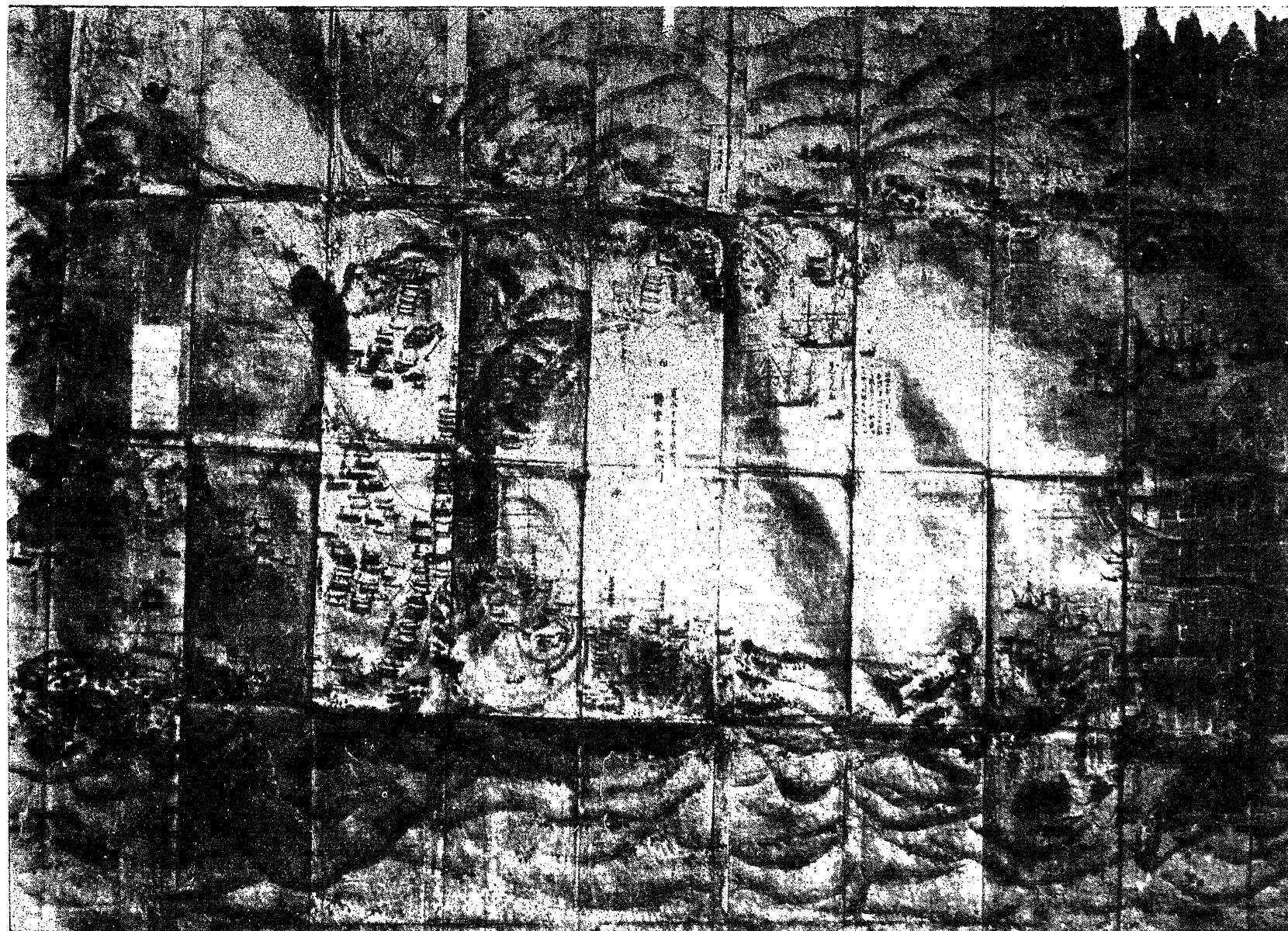


Title	西暦一六四七年長崎に渡來の葡國使節に關する肥後細川家所藏「正保黒船來朝記」
Sub Title	Notes on the Portuguese embassy to Japan in 1647. With the reprint from the Hosokawa manuscript "Shoho kurofune raichoki"
Author	武藤, 長藏(Muto, Chozo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1933
Jtitle	史学 Vol.12, No.2 (1933. 5) ,p.163a(335a)- 202(374)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19330500-0163

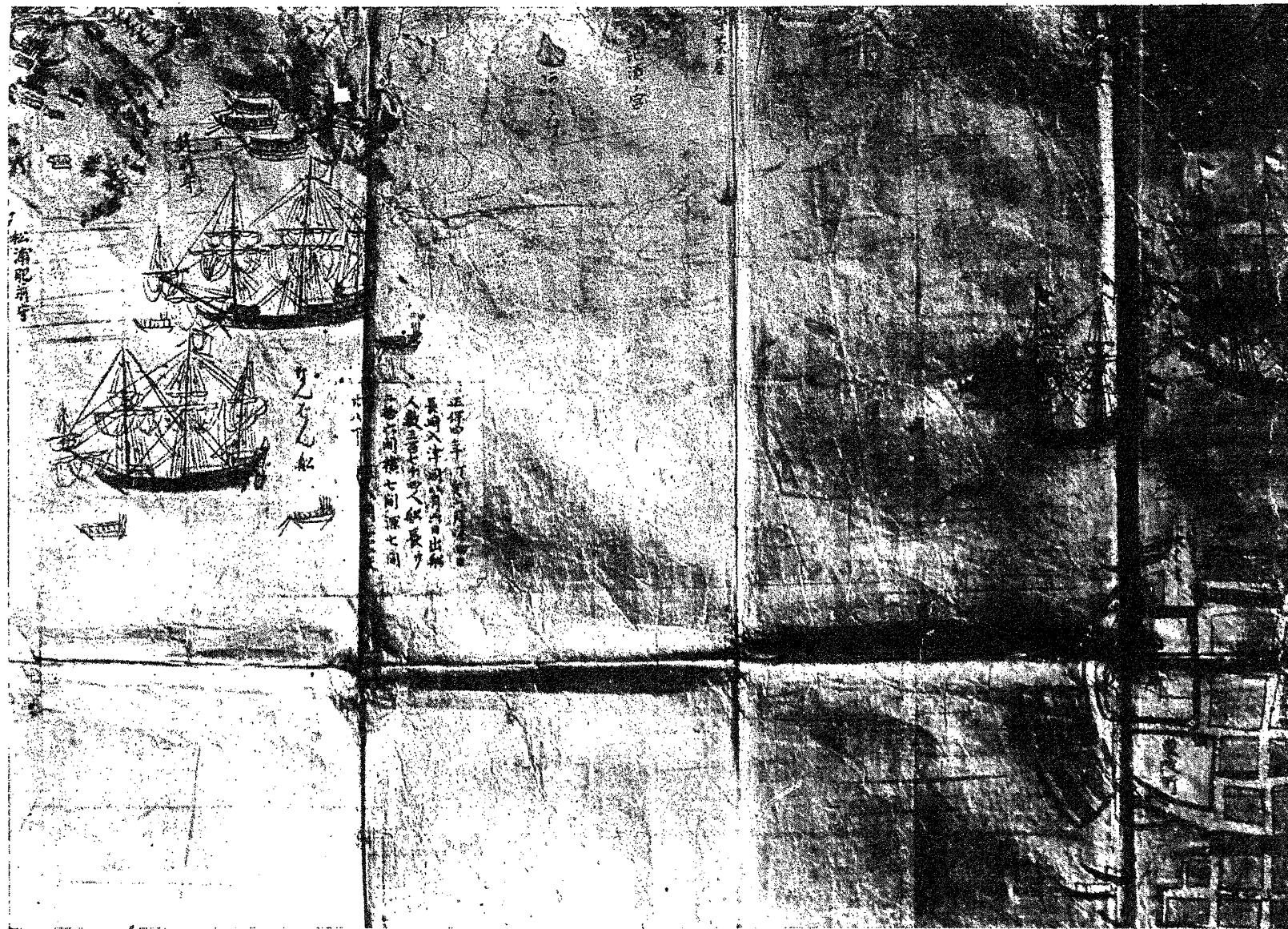
慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



古賀二十郎氏藏

正保四年來港船牙蘭長崎來波圖



前圖の一部 (葡萄牙國の旗に注意) 賀二十郎氏藏

西暦一六四七年長崎に渡來の葡國使節に

關する肥後細川家所藏「正保黒船來朝記」

武 藤 長 藏

葡萄牙人は我國に渡つた最初の西洋人である。而して其年代は天文年間であつた。

(附註) 一、我國側の記錄に歐洲人が享祿三年(1530A.D.)に既に我國九州豐後國に來たと記するものがあるが西洋側には其記錄なく此説は信に難い。それから天文年間に天文十年(1541)天文十一年(1542)天文十二年(1543)同十三年(1544)等種々あるが、それ等の考證は今致に之を省き岡本良知君著長崎開港以前歐舶來往考に譲る事とする。

兎に角葡萄牙人は天文年間より寛永年間まで我國に來往したのであるが、寛永年間の所謂鎖國令により日葡交通は断絶するに至つた。所謂鎖國令には、寛永十年(1633)令寛永十一年(1634)令寛永十二年(1635)令及寛永十三年(1636)令寛永十六年(1639)令等がある。

(附註) 二、昭和七年一月發行社會經濟史學第一卷第四號所載幸田成友博士稿「所謂寛永鎖國令」には参考史料を示して詳細にその

西暦一六四七年長崎に渡來の葡國使節に關する肥後細川家所藏「正保黒船來朝記」(武藤)

一六三

所謂寛永鎖國令が研究されて居る。

この幸田博士の論文の發表される以前に私は同一問題に就て研究の必要を感じ、昭和四年十一月朝日新聞社發行「開國文化」収錄拙稿「日英交通史概觀」¹³「日西交通及び日葡交通の斷絶と平戸和蘭商館の長崎出島に移轉、徳川幕府の所謂鎖國政策に就いて」中(附註)に寛永十二年の日本船海外渡航の禁令(諸法度所載)は村上直次郎著「貿易史上の平戸」に附錄として轉載し、「ヤーハ日本基督教史附錄」一六號譯文を參照すべしと註釋してあります。しかしヨーハン・ペガス (Léon Pagès) 著 *Histoire de la Religion Chrétienne au Japon. Seconde Partie Annexes* に *Ordonnance rendue par Sa Majesté impériale, et transmise par les cinq principaux conseillers de l'Empire aux Gouverneurs de Nagasaki.* (7 Decembre 1635) に十七ヶ條を佛文に譯してあります。

村上氏は註釋に書いておられたがハレンチア (Valentyn) の *Beschryvinge van den Handel en Vaart der Nederlanden op Japan.* に *De Ordonnantie des Keizers van Japan A. 1635, den 7 December in 't dagregister.* なる見出の下に十七ヶ條を和蘭文に譯してあります。即ち書いて置いた。而してそのハレンチアの日本 (九十八頁より九十九頁) 所載蘭譯文が幸田博士の論せられた如くペガス著日本基督教史附錄の佛蘭西語譯文外にナホダ (Dr. Oskar Nachod) 著「十七世紀に於ける日本と和蘭東印度會社との關係」(*Die Beziehungen der Niederländischen Ostindischen Compagnie zu Japan im Siebzehnten Jahrhundert*) 並び (Beilagen) 中の第四十一 (Beilage 42.) *Verordnung der japanischen Regierung,* unterzeichnet von fünf Reichsräten, an die Gouvernöre von Nagasaki aus dem Jahre 1635. たゞ裏邊詔譯文となつたのをある。

而して蘭譯文の原本は徳川禁令考第六帙五六八一五七〇頁に寛永十二年亥年條にあるものと當ると思ふ。幸田博士は論斷された。其他幸田博士は通航・覽圖書刊行會本第四・四七〇頁に引用する慶延令條に就て又寛政重脩諸家譜第一輯七十頁等を参考して論じて居られる。

幸田博士は結論として寛永鎖國令の名稱は果して適當か、管見によれば、鎖國或は開國の文字は通交を求むる外國人に對し、我が國を閉し或は開くの意味であらう。日本船又は日本人の海外に行くことを禁ずるのは、海外渡航禁止であつて、決して鎖國では無い。寛永十年以後四回引續き發布せられた令條を吟味すると、第一が日本人の海外渡航禁止、第二が耶蘇教傳播の取締、第三が商賣に關する規定で、さうして第一か第二の目的を達する一手段であつたことは辯を俟たずして明らかだ。さすれば鎖國令の名稱は甚だ當らぬものと思ふ。從來第一第二、總括していへば耶蘇教に關する分が注目論議せられ、第三の商賣に關する分が等閑視せられて居つたのは、自分等の甚だ遺憾とする所である旨を附加へて、筆を擱きます。(社會經濟史學第一卷第四號第百三十二頁参照)

以上昭和六年八月に書かれた幸田博士の所謂寛永鎖國令につきての研究よりも遙に舊く故内田銀藏博士は大正八年四月發行の著述「近世の日本」第三講鎖國の中に所謂鎖國の意義又其得失等を研究發表して居られる事は既に私が昭和四年十一月發行の「開國文化」掲載拙稿「日英交通史概觀」13の終の(附註)二に指摘して置いた通である。而して内田博士は「世間で寛永の鎖國令と云ふのは一つの纏まつた令にあらずハツキリと國を鎖すと云ふが如き明文なし。鎖國の意味は内國人即ち自國人に對する鎖國と外國人に對する鎖國と二方面ある事而して内國人に對する鎖國を完全に行ひしは寛永十三年の令であり、外國人の來るのに對し鎖國的の令を出した著しい場合は寛永十六年の令であるとなし十三年の令と十六年の令とを合せて指すを穩當とすと述べ又外國人に對する鎖國も實は當時の所謂南蠻人即ち葡萄牙人に對し其の日本來航を拒絶したと云ふに外ならぬのであります云々と述べ居られる。

この寛永十六年(1639)の命に就ては徳川禁令考第六帙卷六十一、内外制禁の部第五百七十頁にも掲載してある。私が拙稿「日英交通史概觀」13中徳川幕府の所謂鎖國政策に就いて述べたうちに「寛永十六年七月五日の鎖國令(Edict)は最後の鎖國令と稱せられて居ります。」云々と述べて置いたのは即ち夫である。

幸田博士が其論文中「日本で寛永十三年令を重く視るのはこれが同種の法令の最後のもので、又最も完備したもの」云々と述べ

寛永十六年のものを論じて居られぬのは何故である乎これに就て尙論及すべきものがあるが省略す。(辻博士著「海外交通史話」)

「開國文化」収錄同博士講演等参照)

寛永八年(西暦一千六百三十一年)海外渡航の取締を嚴にして特に長崎奉行に奉書を添へ與へて許可したる船の外渡航を許さざる方針を立て寛永十年二月廿八日(拙稿日英交通史概觀¹³の部に二月十八日と印刷され居るは二月廿八日の誤植)朱印船以外の船の外國渡航を禁じ又外國に居住したもの、歸朝に制限を設け、渡航後五年以内に歸朝し再び海外に出でざるものに限り十分證議の上入國を許し他は悉く死刑に處する事を布告した。又二年後には日本船の海外に出づる事を嚴禁し邦人の異國即ち外國に赴かんと圖るもの及び異國に居住しその海外居住地より歸朝するものは悉く死罪に可申付事を長崎奉行等に通達した。幕府は前述の禁令により日本人の基督教徒との宗教的交通をなす機會を斷たんとする考へであった。而して寛永十三年(1636)五月葡萄牙人の長崎にて日本人と雜居を禁じかねて寛永十一年以來長崎の町人二十五人に命じて海を埋め築かしめた扇の地紙形の出島に家を建て葡萄牙人を移し嚴重に監督して交通貿易を營む事は許したが、他のイスパニア人ポルトガル人並に其子孫二百八十餘人を國外に放逐した。又出島に在るポルトガル人以外のポルトガル人の渡來を禁じ宣教師の密に日本に來るを防ぎ日本に於ける基督教を絶滅する計畫であつた。

然るに寛永十四年(西暦一千六百三十七年、拙稿日英交通史概觀¹³に一千六百二十七年とあるは誤植)に

島原の亂 (The "Shimabara Revolt" The Christian Rebellion in Shimabara, The Arima Rebellion) が

起り翌年まで續いたが遂に同年平定された。

而してこの島原の亂後徳川幕府は愈々キリストンを恐れ又島原の亂にボルトガル人の後援ありしを疑ひ寛永十六年七月（西暦千六百三十九年八月）長崎に來つた Almeida* と其率ひたる葡萄牙船二艘に貿易禁止の命を傳へ再び渡來する時は船を沈め乗組員を悉く死刑に處する事を告む (All Portuguese ships coming to Japan were to be burned, together with their cargoes, and every one on board of them to be executed) た所謂鎮國令 (Edict) の寫を與へて亞媽港 (Macao) に歸帆せしめた。而して葡萄牙人を全く我國より驅逐した。即ち Expulsion of the Portuguese を斷行した。この寛永十六年卯七月五日の所謂鎮國令 (Edict) は最後の鎮國令と稱せられて居る。

アルメイダ (Almeida) の亞媽港 (Macao) に歸るや阿媽港にては非常に驚き日葡貿易の利益を失ふ事を遺憾とした。依て日本と媽港との貿易復活の爲め使節を我國に派遣する事に決した。Luiz Paes Pacheco, Rodrigo Sanches de Paredes, Simão Vaz de Paiva, 及び Gonçalo Monteiro de Carvalho 等の四人が使節として選ばれ其等使節を載せた南蠻船一艘はマカオを發し寛永十七庚辰年（西暦千六百四十年）五月十七日 (6. VII. 1640) 長崎に入津した。此船は七十四人の乗組員を載せ又々渡海御免の願として渡來したのであるが特使 (Ambassador) 以下乗組員の主要なるもの六十一人を死刑に處し其南蠻船は燒かせ使

節一行の處分を報せしめんが爲めに下級船員十二人 (twelve men of the lowest rank) (或は十三人と稱す) を唐船造りの小船一艘に乗せて舊暦七月 (新暦八月) 長崎を發してマカオに歸らしめた。

それより七ヶ年を経たる正保四年丁亥 (西暦千六百四十七年) 六月二十四日に肥前國長崎の沖に黒船二艘が現はれた。而してそれは同廿六日長崎港外伊王島 (Ilha dos Cavallos, Island of Horses, in Japanese Iō-jima, Yuwojima. 祝島疏黃島とも書く) より入津した。この黒船は葡萄牙船であつた。而も葡萄牙國王の派遣した葡萄牙船 (Galleons of the King of Portugal) であつた。即ち葡萄牙國王 João IV. の使節 Gonçalo de Siqueira de Sousa. を載せた船であつた。

長崎警備の任にあり當年長崎當番であつた筑前福岡城主松平筑前守は出兵し長崎港兩番所及び立神、飽の浦に陣し筑前福岡の城主と隔年交代警備の任に當る、肥前佐嘉城主鍋島信濃守の兵も當然長崎に出で深堀、高鉢、及び香焼等に警備の任に當つた。又小倉城主小笠原信濃守の兵は長崎の内木鉢に筑後柳川城主立花左近將監の兵は長崎港外香焼に肥後熊本城主細川肥後守の兵亦長崎の外木鉢及び船橋の東に出陣した。長崎港口の男神 (Ogami) と女神 (Megamari)との間に船橋 (a bridge of boats) を架し港口を封鎖し四國の松山及今治の兵は其の東西に陣した。

幕府は四國伊豫松山城主松平隱岐守、同じく四國今治城主松平美作守を上使として長崎に遣はし九州

諸大名に令して長崎に出兵せしめた。

茲に引用する處の史料は肥後熊本城主細川家に傳はつた記録「正保黒船來朝記」の寫で東京内閣文庫所藏の寫本を昭和六年内地留學の爲め上京中竹内康二氏に依囑して複寫せしめ歸任した。其複本を更に轉寫しそれに註釋を附して茲に三田史學に寄する事としたのである。

二

この正保四年丁亥（西暦千六百四十七年）渡來の葡萄牙國使節（Portuguese Embassy of 1647）に就て我國側にも通航一覽、古事類苑等にも引用するが如き種々の古文書中に記載されて居る。私が茲に紹介せんとする正保黒船來朝記と肥後國熊本の細川氏藩士留書として通航一覽古事類苑等にも其一部分が引用されて居るが、斷片的の抜萃でなく私は其全文を其儘茲に紹介したいと思ふ。其全文を印刷に附して世に紹介したものを見たが、未だ聞かないから今回慶應義塾大學三田史學會より寄稿の清嘱に酬ゆる爲めに茲に私は細川家の正保黒船來朝記を内閣文庫の寫本に基き紹介せんとするものである。

依て私は既に通航一覽、古事類苑等に印刷紹介された部分は可成一々其旨を本文中に附記説明して置く積りである。括弧を使用して一々其事を附記するのは煩しき事ではあるが、私は對照研究の便に備へん爲めに之を敢てせんとして居る。又寫本には句點なく通讀に不便であるから通航一覽及び古事類苑の例に微び句點を附して置いた。假名も片假名平假名混淆されて居るが可成統一上改めた部分もある。

私は長崎實錄大成其他長崎側の文書と對比して置いた個處もある。又ボクサー氏所藏（永見徳太郎氏舊所藏）の正保四年葡萄牙使節船入津に付長崎港警備の圖に記する警備の人數等をも比較の爲めこの細川家正保黒船來朝記の數字と對照して置いた。ボクサー氏所藏の長崎港警備の圖は長崎縣立長崎圖書館長永山時英君編著吉利支丹史料集にも掲載され又長崎圖書館にもその圖の寫が保存されて居る。長崎市役所にも明治四十四年五月長崎縣廳新築竣工の記念に史料展覽會開催の折出陳された長崎縣史料と題する寫眞目錄に載する長崎港内外新古砲臺圖（折本）壹卷が即ちこの正保四年警備の圖であるまいか、其後私はこの圖を見ないから正確に斷定は出來ないが、寫眞の模様にては長崎港口に船橋を架し各藩警備の様子が正保四年のそれらしく思はれる。

他に長崎にては個人で古賀十二郎君（但し古賀君は東京の古本屋にて長崎警備の圖を買求めたる由にて長崎に傳はりたるものにあらず）及び故福田忠昭君等所藏の正保四年長崎警備の圖もある。福田忠昭君所藏の圖は町年寄久松家の舊所藏のもので前述の長崎縣史料目錄にも記載されて居る。（同史料第五十頁參照）茲に本稿と共に古賀十二郎君所藏長崎警備の圖の寫眞を掲載する事とした。

私が今知りたいのは細川侯爵家に正保黒船來朝記の外に長崎警備の圖ある乎否乎、又黒田侯爵家に續黒田家譜の外に正保黒船警備の圖ありや否や、其他この事件に關係あり警備の任に當つた佐嘉藩鍋島侯爵家、舊小倉藩の小笠原伯爵家、又大村藩の大村伯爵家、柳川藩の立花伯爵家等は如何、小倉市誌を私

は検したがこの事件の参考史料を見出しえなかつた。（辻博士著「増訂海外交通史話」第七六四頁に子爵松平忠和氏所藏
つた。但し正保四年の頃は高
力攝津守が城主であつた。）

子爵小笠原長生氏（海軍中將舊唐津藩）が海軍中佐時代に海軍大學校藏版として春陽堂より發行された日本帝國海上權力史講義の第八章鎖國中に於ける海上權の部所載諸家船図之圖（正保四年長崎元黒船渡來の圖）はボクサー氏所藏の圖其他と著しく異り葡船の型又警備の人數もこの黒船來朝記其他と異り又細川藩主を細川越中守として書いてあり肥後守とは書いてあつて、信濃守とは書いてない。又鍋島肥前守と書いてあつて、信濃守とは書いてない。この小笠原長生子爵は如何なる史料に基き講義されたのか出典が示してないから不明である。海軍省文庫所藏圖なる乎、舊唐津藩の史料を使用されたの乎。尤も肥前唐津城主は正保四年當時は寺澤兵庫頭であつた。小笠原氏ではない。私は小笠原子爵が何藩の如何なる史料を使用された乎謹で小笠原子爵の教を仰ぎたい。

次にこの事件の外國側の史料に就ては、根本的のものとして從來ファレンチーン（Valentyn）の著書が引用されて居る。前掲永山時英君の吉利支丹史料集の長崎港警備の圖の英文説明中に古賀十二郎君が Valentyn の一節を原文の儘引用して居る。最近に C. R. Boxer 君が千九百二十八年にポルトガルの古文書館其他より根本史料を參照して一書 A Portuguese Embassy to Japan (1644—1647) を著された。

Translated from an unpublished Portuguese Ms., and other Contemporary Sources, with Commentary

and Appendices By C. R. Boxer London; 1928.

が品も未だゐる。其上ノミ書籍 Appendix C は Valentyn の用ひて蘭文を英譯してゐる。

*クサー氏の研究の本體は後に譲り私は先づ Valentyn の 1 編を和蘭の原文とクサー氏の英譯文を示して置いた。

Den 26sten dito verscheenen 'er 2 Portugeesche Galloenen met een Gezant van den koning van Portugal aan den Keizer van Japan, dat aanstonds na 't Hof bekend gemaakt wierd, en 't geen zulk een alarm baarde, dat in weinig dagen alle rondom leggende Landsheeren met vele duizenden Soldaten quamen afzakken, lokkende met zoete woorden de Portugeseen (die eerst voor de Baay bleven leggen) binnen. Hier op wierden veel barken tot branders opgekogt, klaar gemaakt, en de Baay niet een scheepsbrug, waar op geheele torens gomaakt waren, gesloten. De Portugeseen ondertusschen ziende, dat het hen gelden zou, maakten zich tot tegenweer bereid, en weigerden, om meer dan 3 a 4 Japanders te gelyk aan hun boord te laten komen, en, op voorgeven, dat zy als Gezanten en niet als Kooplieden, quamen, weigerden zy het kruit, kogels, 'tscheepsroer, enz. van boord te geven; waar op de Vrouwen, Kinderen, en de beste goederen, ter vlugt na 'tgebergte gezonden wierden; doch den aanval wierd, tot nader last van 't Hof opgehouden; egter gaven zy aan die 2 schepen verversching in overvloed: want

ieder schip was met ontrent 200 mannen voorzien.

Terwyd dus lang alles vol vrees en in beweging bleef. ieder geen andere gedachten hebbende. of men zonde in korte tyd die arme Portugeesen doden, ook was de Heer van Facatta zoo kloekmoedig, dat hy, zonder hulp van andre magten, aanhoed, den stryd alleen met zyn volk te ondernemen, die in den eersten aantogt in 40000 man bestaan heeft, behalven dat hy nog een troup van 20000 man, tot ondersteuning van de zelve, by der hand houden zoude; dog alle die toebereidzelen(zoo groot, als of de geheele wereld moest overwonnen werden) geraakten met de komst van een Commisaris alleen (uit asumerking, dat dit Gezantschap hier van wegen den neuen Koning van Portugal verscheen) het leven schonk, hoewel zy anders na de wetten deser Landen, lieden des doeds waren, welk gevær zy, met in het toekomende agter te blyven, ontgaan konden. Daar op wierden hunne geloofsbriefen weer na boord gezonden, en zy zyn, zonder voor eerst zeilen te mogen aanraken, op den 4 den September na buiten gehoegseerd.

(我校所藏 Valentyn の Beschryvinge van den Handel en vaart der Nederlanderen op Japan. Pag 88-89に據る)

Translation of Valentyn, Byzondere Zaaken over Japan, in Oud en Nieuw Oost-Indien, Deel V, Pages
88-9.

The 26th inst. there appeared two Portuguese galleons with an Ambassador from the King of Portugal to the Emperor of Japan, which was at once made known to the Court, and created (here) such an alarm that in a few days all the neighbouring daimios with many thousands of soldiers came pouring in, enticing with fair words the Portuguese (who to begin with lay at anchor before the bay) to come within. Hereon many craft were brought up and fitted out as fireships, whilst the bay was closed by means of a ships-bridge whereon stood whole towers. Meanwhile the portuguese, seeing what they were in for, prepared themselves for resistance and refused to let more than three or four Japanese at a time come on board their ships; and, on pretence that they came as ambassadors and not as merchants, refused to surrender their powder, shot, rudders, etc., whereon all the women and children, together with the most valuable goods, were hurried off to the mountains for safety; albeit the attack was postponed until receipt of further orders from the Court; however, they gave refreshments in abundance to the two ships, each vessel being man'd with about 200 men. Whilst this universal conformation remained unanswered, the portuguese Daimio, who had been sent to

and the Daimio of Facatta was so valiant that he offered, without the help of any other forces, to undertake the whole battle with his samurai alone, the first division of these amounting to some 40,000 men, besides another body of 20,000 which he held in reserve for their support. Nevertheless, all these preparation (as great as if the whole world was to be conquered) dwindled to nothing with the arrival of a Commissioner, since he brought an order from the Court whereby His Majesty granted the Portuguese their lives (solely because this embassy appeared on behalf of the new king of Portugal), albeit they otherwise according to the law ought to suffer death, which danger they would escape if they would stay away in future. Thereupon their Letters of Credence were sent on board again, and (without at first being allowed to hoist sail) they were towed outside on the 4th of September.

C. R. Boxer 著 A Portuguese Embassy to Japan (1644—1647) Page 53 Appendix C.

III

さて私は以下肥後熊本の細川家に傳はつた正保黒船來朝記の全文を掲げ註釋を附し説明を加へた。

註釋説明は大部分1. 2. 3. 4. 等番号を附して卷末に廻し、又紙幅の都合上本文に括弧を附して其内に記入したものもある、前述の通航一覽、古事類苑に引用されて居る細川藩士留書の外に田邊八右衛門茂啓編

輯の長崎實錄大成等の記事と比較對照した。長崎實錄大成は昭和三年一月一日發行古賀十二郎君校訂長崎志正編に據つた部分もあり、又其底本となつた寫本を參照した。

正保黒船來朝記には書いてないが、長崎實錄大成にはこの葡萄牙使節船が哥阿郎ゴアより Goa より來た事を記して居る。又使者即ち使節名が「ゴンサルボウテシケイラデサウサ」と稱する事を片假名で書いてある。

これは Gonçalo de Siqueira de Sousa である。〔C. R. Boxer 氏著 A Portuguese Embassy to Japan (1644—1647) の p. 18. ~ p. 19 との間の The Ambassador's Signature 參照〕又長崎實錄大成にトウルト、デ、ラ・スタ、アホフレイとあるは祕書 (Secretary) の Duarte da Costa Homem である。古賀君の校訂本にラ・スタ、アホフレイと句點を切りたるだけであつて、ホフノイエスもあらわる。寫本には句點がない。尤もホフレイは發音上多少誤である。Duarte da Costa Homem の名を Boxer 氏著書第八頁に書いてある。

正保黒船來朝記の初めに右船貢艦ガリャントはモロッコヤラクタンは船名にゆづる艦の型式 (type) であつて、葡語の Galeão 西班牙語の Galleon 英語の Galleon やアルマダは十六世紀四十年に來た Almeida と誤り傳へたもの乎、又は Admirante の積なむか。

(註註) Boxer 氏の著書 (7) ピII~

Gonçalo de Siqueira de Sousa accompanied by two Galleons of the which, the Admirante being ruined and laid up in Nagapatan. § the Capitania,† in which was the Ambassador went to winter in Jacatara.

+ In Portuguese and Spanish fleets and Squadrons of this period the flag-ship was always known as the Capitânia and the second in command as the Almirante. In this case the former was the Santo André, the latter the Santo Antonio de Aveiro. They left Lisbon on February 5, 1644.

正保黒船來朝記¹

黒船來朝記

一正保四年丁亥六月廿四日肥前國長崎之沖ニ黒船貳艘見ニ申候由長崎より申來ニ付清田組御弓二十頭續平右衛門奥田藤左衛門兩人早速罷越諸事之注進可仕旨御家老中に仰付兩人令渡海事右舷貳艘³ガリアントアルマダト

云

一六月廿六日黒船貳艘共ニ長崎之入口イロウ嶋より入津仕候ニ付長崎政所より使者を被遣何レノ國ヨリ如何様之儀ニ而渡海仕候哉委細可申上之旨被仰遣候、彼船返事ニハ其地へ着船之上様子可申上之由一同日政所より重て使者被遣、鐵炮之玉薬上申候てカピタンも上り候様にと、被仰遣候得は、御返事には様子御座候間、カピタン上り申儀も不罷成尤玉薬上ケ申義も不罷成候由御返事申上候事、一右之通御返事申上候に付然る上は兎角合戦可仕心得と何も御推量ニ付江戸にも言上、左候得は江戸よ

西暦一六四七年長崎に渡來の葡國使節に屬する肥後細川家所藏「正保黒船來朝記」(武蔵)

(三五)

一七七

り御一左右無之内に、彼船歸帆之時は、如何との御詮議ニテ近國之諸勢被召寄候事

一黒田筑前守忠之長崎ニ着、直に政所へ御出被仰候は、當年長崎當番之儀に御座候に付、願申候黒船御討果被成候ニ付、近國へ軍勢拵被仰遣候儀は、御無用ニ被成可被下候、彼船乗取申分は、手前ニテ仕込(通航一覽には仕廻と記す)申儀ニ御座候、若差支申儀も御座候は、鍋嶋信濃守儀は、連々相役之事ニテ候間無停止可申談候然れども私當番之儀ニ御座候間、鍋嶋人數も私戴判ニ付候様に、前以被仰渡被下候様ニと被申入候得は、高力攝津守殿被申候は、何も讚談仕、重て様子可申入之由、日根野織部正殿、御町奉行馬場三郎左衛門殿は、兎角之儀不被仰候事(通航一覽及それより轉載した古事類苑以上にて終)

一肥後國勢六月廿七日夜ニ入可差出旨從長崎到來則夜巳ノ刻長岡勘解由組ヲ召連熊本ヲ出陣肥前茂木浦ね着岸夫ヨリ陸地ヲ行七月朔日辰刻ニ長崎へ着則政所へ罷出候得は早速番は着仕候由ニテ首尾能罷歸候此勢貳千十五人船頭水主千七百廿六人合三千七百四拾壹人

一七月三日辰刻ニ諸手ノ船懸場繪圖出來三四日兩日夜ニかけ舟懸り直候事

或說云此時從公儀船數御改有之所、肥後之船數ハ大形一倍ニ御帳ニ付申由其時之船奉行か、見善右衛門村上七左衛門手段仕候由申傳候也

一同五日近國之諸勢長崎へ大形馳集り候て馬場三郎左衛門殿被仰聞候は今度黒船御乗とりて來候ニ付右存寄の手行も候は、無遠慮可申上候旨被仰渡候何も御請ニは何之存寄も(蟲人)御座候由被申上候然ル所

ニ寺澤志摩守殿家老並河太郎左衛門進出申上候は無遠慮愚存之旨ヲモ可申上之由御意候得は憚を不顧
乍恐申上候彼黒船走出候瀬戸口ニ大綱ヲ幾筋も爲御張候ては如何可有御座候(一)黒船走り罷出候時
此綱ニ帆など懸り候ハ、其内ニ乗取申ため便りニも成可申哉と申上候得は立花左近將監殿家老十時三
彌申上候は太左衛門申上分尤ニ奉存候被申上候其外ハ兎角ヲ申人無御座候纏部殿被仰候は一段尤ノ様

ニ被存候とくと遊讚談重て可申入之由被仰何も退出仕候事

一同六日長崎瀬戸口ニ大綱ヲ爲御張可被成由御觸有之候事

一同日被仰渡候は土用も過候間風替候ハ、黒船走出候儀も可有之候成程急キ大綱出來次第爲張候様ニ被
仰渡候事

一黒船楫帆ヲ直シ候ハ肥後守船場近所ニて候間左様ニ相心得候様ニと被仰聞候勘解由御請ニ申上候は晝
夜油斷不仕罷出候由申上候事

一同七日大綱出來ニ付川口高ホヨ(高鮮島)ニ大綱張せ申由平野彌次右衛門政所ニ罷出申上候事

一同七日跡ヨリ被差出候人數着船仕候ハ、長岡前勘解由船懸リ仕候所ニ懸候様ニ沙汰可仕旨被仰渡候事
一同日松平隱岐守定行可爲上使、國本去ル三日罷立只今當着仕候由使者を以被仰談候事

一同八日渡邊作之亟拵上ケ候木形ニツ水卷揚(蟲入)申道具續平右衛門奥田藤左衛門持參仕差上申候事

一同九日長岡勘解由政所ニ被召寄織部殿被仰渡候は躰ニ寄黒船燒討ニ被成義も可有之候燒草之用意潛ニ

可仕置旨被仰渡候事

一長岡監物儀去七日熊本出陣、夜前カバ島（権島迄）近着船之由ニテ、同九日宇野五郎左衛門ヲ舟場萬事爲繕先へ差越候事、此勢三千三百七十九人、水主貳千四百二十四人、合五千八百三人、都合一万三千百人先後之人數都合九以上この項は古事類苑外交部十八百五十四人歟（葡萄牙第一二三七頁に引用す）

一同十日監物儀長崎に着船政所に罷出此間他家之家老共罷出候は陣羽折ニテ罷出候處監物儀ハカキ帷子ニカキノモジ肩衣ニ小脇差ニテイカニモヒヤシタル様子共ニテ罷出候御三人衆も内々被聞及たる監物なれば他ニ異なる御挨拶共ニテ攝津守殿被仰候ハ今度黒船之儀從江戸も無御下知若自由を勧候時此方より心儘支配仕持之儀此間諸家の家老中備頭衆迄寄合何卒存寄も候は被申聞候様ニと申渡候處ニ何も存寄無之由然ル所寺澤兵庫頭殿家老並河太左衛門川口ニ太綱を爲張候ハ、彼黒船走出候時帆抔ニカリ其支配遲滯可有之候様ニ被存候其内ニ乗取可申たよりニも成可申哉と申分有之何も尤と一決シ大綱を張申候此外ニハ何の手行も申人無之候今度之事ニ候得は何とそ可然手行も候ハ、少ニても益多方ニ決定仕度候事共ニ候必無覆臘被申聞候得と御三人衆無御隔心被仰懸候ニ付其時監物申上候ハ八ヶ間舗御尋ニ付御請ニ當惑仕候然共漢朝に對し御爲づゝの儀と申再三御意之上は是非憚ハ不顧愚存之旨申上候此間船橋抔之御讚談などハ無御座候哉と申上けれハ三郎左衛門殿被仰候は船橋と申義聞及ハ仕候得共終ニ見申たるも無之如何様ニ拵も不存如何とあれハ監物申上候は大船をひしとならべ其上ニ角木ヲ

敷並へ其上ニ大板をならべかすがるにて堅め申候得は此上ヲ馬を乗通り候ても不苦亦ハ船栖棲を揚げ
破船を見下候様ニ仕候是を舟橋とも船磧共申候土用も過候得は風替り彼船順風ニ任せ走出候を大綱抔
にて止メ申義成可申哉右舟橋にてハ黒船何程走出度存候共通り申義成間舗旨申上候得は御三人衆被仰
候は扱も慥成手行哉此上は手行有之間舗尤至極成義と御感不大形然共舟橋拵候大船材木等俄ニハ當所
ニ有之間敷候此障如何とあれば監物申上候は肥後守一手へ被仰付候とても成義ニて候然れ共歷々是ニ
被相請候事ニ候間高ニ應シ間敷數丁場割ニ被仰付候ハ、如御好一日ニも調可申候若ケ様之御用も可有
之哉と肥後守存知寄大船材木等も差越置候得は只今被仰付候とても少も滯申義無御座候若又肥後守仰
付御事ニ候ては少々不足も可有御座候哉左候得は其不足之分國元々取寄申間時日を被差延被下候ハ、
是以差支無御座候御急用之事ニ候得は近國之舟を寄せ材木ハ當町海邊之町家を崩し用ひ御塙相濟候上
ニて町屋作事ハ如前肥後守方より新敷申付遣可申候大國を被下置候ハケ様之時節御奉公を相勤申事こ
そ大幸成儀と悦勇ンテ申上ければ御三人衆扱尤至極成申分心地能こそ候得と御感不斜然らは爲上使
松平隱岐守殿在陣之義ニ候間一往讚談之上ニて重て可被仰聞ハ旨ニて首尾能監物退出其節立花殿家老
十時三彌も其座ニ有合右ノ様子一々承續平右衛門ハ原之城以來三彌別而入魂故平右衛門ニ三彌申候は
内々監物義は承及候得共今日初て逢申候舟橋ノ義尤至極成儀と感し申候平右衛門申候は監物義如聞及
も可有之候大坂御陣ノ節大軍をつかる其外度々ノ合戦ニなれ申者故ケ様ノ(蟲入)事などにあぐみ申義に

ては無之由申候得は三彌も尤ノ義と感申候事

一同日政所ヨリ普請に馴たる足輕頭兩人可差出旨申來木戸半左衛門谷忠兵衛罷出候得は町年寄高木作右衛門所ニテ竹木何角割符惣中立合讚談仕候事

一松平隱岐守定行長崎ニ御着船政所ニ被寄合二時斗御内談ノ上其後彌舟橋被仰付之旨惣御觸候事

條々

一黒船之義ニ付從江戸被仰出無之以前作法潛ニいたしかひたん氣遣不仕候様ニ可相心得事

一黒田筑前守黒船當番ニ付可爲先陣事

一加勢之人數無下知して猥ニ無之様可仕候事

一不慮ニ黒船かけ出候ハ、乗取可申事

一味方討於有之は物頭可爲越度事

一喧嘩口論停止之事

一竹木猥ニ不可伐採事

一押買狼藉停止之事

一宿賃船賃相對之所ニ相違有之間鋪事

亥七月十五日

高 力 攝 津 守

日根野 織 部 正

馬場 三郎 左衛門

一 同十五日清田石見備より先に參懸居候事

一 同十六日未明ニ船橋出來此瀨戸口ニ貳百廿三間此方受取

一 黒船ニ黒田筑前守方より使者を遣し政所よりも御目付を被添候使者内藤儀太夫と申者口上之趣

筑前守儀先陣ニて候從江戸左右次第乗取可申候然レ共案内ヲ不申入候てハ討果申間鋪候前以案内ヲ
可申入候間其節ハ樂ニ出合合戰可仕候其内ハ成程安堵仕舟中靜ニ有之候様ニ可仕之旨申遣 カビタ

ン返紙申越候趣

御口上通得其意申候漢朝日本武家之心意同前之儀と感入候從江戸左右次第ニ可被仰聞候出合ニて合
戰可致旨御返事申上候事

一 船橋出來ニ付攝津守殿織部正殿三郎左衛門殿隱岐守殿被出合御覽被成候節監物も罷出候得は何も被仰
聞候ハ舟橋と申事終ニ見申たる事も無之義ニ候此拵ニては黒船如何様ニ存候共走出候義は成間敷と大
ニ御感被成候ニ付監物申上候は何も様御意ニ叶大安堵仕候舟橋之諸々栖樓を被仰付候て彼船之内を見
下し候様ニ被仰付候ては如何可有御座候哉と申上候得は一段尤ニ被思召之間栖樓之義可被仰付候由ニ

て何も御歸監物首尾克仕廻罷歸候事

一監物罷歸勘解由石見彌次右衛門と申候黒船之様子見候に具足着申候(蟲入)大海之働く成間舗候間味方の
人數ハ具足ヲ着不仕候様ニ可有沙汰候今度之働くハ黒船ニ早ク乗移リ一人にても早ク大をつけ候者大功
とるへし尤大桶拵澤山ニ用意可然由申談候事

一せいたと申候て幅六寸長サ八寸程有之板四方ニ緒ヲ付帶の所へゆひ付申候様ニとは海上にて能浮キ
申物之由監物右之通申付候事

一監物勘解由石見彌次右衛門一同ニ政所へ罷出申上候は今度黒船御乗取被成候は御當番ニ付黒田様ニ番
鍋島様三番肥後守と被仰渡候然レ共肥後守人數備居候陣場ヲ黒船走リ通候時一番黒田様ニて候間此方
に被成御座候て御合戦被遊候様ニも見物ハ罷成間舗候間此間陣所ヲ走リ通候は黒田様ニ不申上躊躇可
申候御軍法之儀大事之御事ニ奉存候前以奉窺候由申上候得は御三人衆被仰候ハ尤成尋ニ候肥後守殿御
陣場ヲ黒船走リ通候時は討果被申可然之由拝明申候三郎左衛門殿監物へ被仰候は御用の義有之間跡ニ
残候様ニと被仰候ニ付居残候得は三郎左衛門殿被仰其體ニヨリ黒船を焼討ニ可被成候取乗ニ成候ハ、
人數大勢討死可有之候如何了簡ノ程承度と被仰候ニ付監物申上候は御懇意ニテ御尋ノ上は推參ヲ不顧
愚意ノ程申上候先日黒田様へ彼船より御返事申上候通承及候得はかひたん能大將かと被存候且又異國
船も數艘入津仕居候かひたん日本に合戦のため二艘參候所ニ日本人合戦難成火攻ニ仕たるなど異國に

歸帆の唐人共語リ申事も爲日本無本意儀ニ奉存候之由申上候得は何も尤至極ニ御三人被思召由ニテ燒草無用ニ可被仰付御讚談相極亦監物申上候は國元ニ居申候士ともの於親ニ懸リ居申者共今度ノ義ニ付皆ニ勇み申候舟橋ヨリ内に船を入候様ニ御頭申上候ハ、相叶可申ものおと申私義ヲ叱申候何卒舟橋より内へ舟入させ被下候様ニ申上ければ攝津守殿被仰其若キ衆此時勇ミ申は尤ノ願ニ候致讚談重て様子可被仰聞由ニテ首尾能退出申下刻監物罷歸候て勘解由石見彌次右衛門ニ右御尋之趣御請之様子一々物語仕候事

一同十九日隱岐守殿御舍弟松平美作守殿御嫡子河内守殿長崎ヘ御着之事

一隱岐守殿¹²早船荷船共五拾五艘參其後右御番所御越之節拾艘都合舟數六拾五艘參候人數は五千參候と家來中申候得共舟數を以相考候得は五千人までは有之間舗由申候尤之由監物も申候

(以下通航一覽卷百八十七、第八十六頁八十七頁に細川藩士留書の内として引用す)

一廿二日政所ヨリ被仰渡候は、彼黒船宗門勧には不參候、加勢之儀望に參候に付歸國被仰付候間、左様相心得可申旨被仰聞候事

一同廿四日、彼黒船物音ヲモ不仕靜リ、常に様子替リ(候)間、不斗石火矢杯打申儀も可有之候間、油斷無之様ニ御觸之事

一同廿七日御觸

鐵砲三十丁(挺)頭

鐵砲二十丁(挺)頭

鐵砲廿丁頭

一 番 同廿丁頭 益田彌一 右衛門

二 番 同廿丁頭 神足小五郎

鐵砲二十丁頭

三 番 同添頭 山田新五郎

陳佐左衛門

鐵砲廿丁頭

竹原庄太夫

四 番 同廿丁頭 的場勘平

鐵砲廿丁頭

五 番 同廿丁頭 松山兵左衛門

六 番 同廿丁頭 橫井平右衛門

鐵砲廿丁頭

井關左近右衛門

中路内藏之助

右せき船乗り衆貳艘宛、今晚より船橋之内御番可被相勤候、前日申ノ刻より明ル辰ノ刻迄被相勤、御番代に參候衆引渡可被罷歸候、船懸リ場之儀は、最前御番被仕候衆へ被相尋候、以上

七月廿七日

長岡勘解由

一八月朔日、黒船御返し被成候に付、かひたん御使者被遣候間、石火矢打申事可有之候間、騒き申間數と、從政所仰觸候事、

一同日夜に入、川口に居申候舟懸直シ候事

一同三日、黒船歸帆被仰付候、浦々へ舟懸リ仕候とも、陸地之上申間數旨被仰觸之事

一同四日、黒船へ兵糧水被遣候事

一同五日、早天より黒船出船仕候様ニと被仰付候間、船之懸リ様先手其心得可有之候、若黒船高鉢タカホより

内にて石火矢を打申候は、御乗取可被成候間、其心得可仕候由、黒船碇縁候時分は、卯ノ上刻ニテ御

座候、申ノ下刻高鉢迄罷出候事

一黒田殿西泊戸町より被罷出、問合に船を被備候事

一隱岐守殿も舟を備、諸軍御支配之事

一同六日黒船無異義出船仕候ニ付、監物、勘解由、石見彌次右衛門、政所シテ罷出候事

一同日、明日木鉢モハチの舟を御入被成候、何も船數之義候間、口論無之趣ニ可被相心得之由御觸也

一同七日、木鉢モハチの船入申候替義も無之事

一同九日、黒船長崎より拾五里沖シマツキに走出候由、政所シテ注進有之候事

一同十日、監物、勘解由政所シテ罷出候得は、隱岐守殿、攝津守殿、織部殿、三郎右衛門殿列座ニテ、隱岐守殿被仰候は、今度被入御情之義、舟橋之御忠節肥後守殿ヒサシテ何も具ニ御物語可申由被仰候ニ付、監物御請申上候は、何も仕上候御奉公も無御座候處、辱御意難有奉存候由申上、首尾能退出仕候事

一同十二日ノ曉、攝津守殿、織部正殿、長崎御立被成候事

一同十三日、筑前守殿長崎御立被成候事

一同十四日隱岐守殿長崎御立被成候事

一同十六日監物舟にて何も振舞申候事

(以上通航一覽卷百八十七、第八十六頁及第八十七頁に細川藩主留書の内として引用す)

從熊本差向候人數

一一番備 長岡勘解由組共

亥六月廿七日夜ニ入注進即夜丑ノ
刻出陣七月朔日辰ノ刻長崎着

沼田十五郎

番頭

數

圖書

番頭

筑紫左近

山田新九郎

鐵砲三十丁頭

竹原庄太夫

木戸半左衛門

野田安之允

同添役

山田新九郎

横井牛左衛門

齋藤又太夫

中路

後藤市十郎

弓甘張頭

丸山左京

一尾喜内

石川松菴

稻葉市正

平野彌次衛門

氏家志摩

外科

米田與七郎

監物組番頭

右同數

谷川

忠兵衛

數小吉

右之分は勘解由下知可仕旨御印

一二番 長岡監物組共

亥七月七日出陣
同十日長崎着

志水新之丞

番頭

谷内藏允

鐵砲廿丁頭

佐左衛門

同廿丁頭

西金右衛門

同廿丁頭

山路太郎兵衛

人持

小崎五郎右衛門

尾池傳右衛門

三宅藤右衛門

西山八郎兵衛

一三番備 清田石見組共

亥七月十日
出陣

清田味左衛門

南條大膳

番頭 氏家志摩

番頭 松山權兵衛

牧平右衛門

番頭 鐵砲三十丁頭
長尾伊織

番頭 同廿丁頭
都甲太兵衛

井關左近右衛門

同廿丁頭
松山兵左衛門

同廿丁頭
的場勘平

清成武右衛門

寺尾求馬

同廿丁頭
中川棍右衛門

出田左兵衛

清田角左衛門

續平右衛門

澤村權次

醫師 竹原道印

小村宗雲

鐵砲五十丁頭
奥田權左衛門

伊丹治左衛門

朽木内匠

長岡玄安

三池善太夫

一四番備 細川刑部小笠原備前組共

七月九日出陣

松野右京 佐久間半之允

番頭 小笠原民部

西暦一六四七年長崎に渡來の葡國使節に關する肥後細川家所藏「正保黑船來朝記」(武庫)

(三三)

一八九

番頭 横嶋 半之允

鐵砲三十丁頭 益田彌一右衛門

白木定右衛門

同廿丁頭 牧 酷太夫

同平野太左衛門 上田太郎右衛門

同十丁頭 岡部 庄之助

同池永源太夫 矢野勘右衛門

同小笠原又右衛門 尾池藤左衛門

同齋藤彌八郎 齋藤勘助

同齊藤彌八郎 齋藤勘助

一御船手頭 村山七左衛門 同左平太

人數合五千三百九十四人

船數合貳百三拾八艘 船頭水主四千百五拾人

一長崎遣候衆

石見組故寺本二替戻ル
續使番

同平右衛門 奥田藤左衛門 此貳人最初二遣置

早水助兵衛

同服部武右衛門 宇野五郎左衛門

林孫助

同明石權太夫 鎌田彌五左衛門

側足輕頭續平右衛門二替戻ル
寺本久太郎

右は元祿九年丙子九月十二日令書寫本 重 經

追加 今度來朝之蠻人申上候趣ヲつうすの者譯して申上候寫

今度南蠻人ハホルトガルと申國より使者に渡リ申候子細はホルトガルヤト申國六拾年以前よりイスパンヤと申國の旗下ニ成居候得共九年此方前の如くホルトガル本國我儘に成申通を披露爲可申渡リ申候事一四代目ホルトガルヤ方の名ハドンジュアンクワアルと申候其かたち繪に寫具足甲を添今度持渡リ申候子細は日本御如在に不存候間向後兄弟一分に思召被下候様ニ存爲證據渡リ申候事右之船ホルトガルヤを出申候て四年目に參り申候去年琉球表迄參候得共大風に逢天川へ懸リ戻リ當年六月五日ニ天川を出し六月廿四日長崎口迄參同廿六日津口ニ入申候船の長さ大形廿四五間胴ノ間にて七ひろ程御座候船の厚サ上にて壹尺中にて貳尺程御座候上の廣きかんばんより中の段迄深さ貳ひろ上のかんはんより船の底迄七ひろ程御座候水際より胴ノ間高サ貳間半表にて高サ貳間ともにて高さ五間

貳艘之船具

一大船に石火矢貳拾六挺内南方ニ貳拾丁
ともニ貳丁 表ニ貳丁 カクシ石火矢貳丁

一大船に人數百五拾人餘

一小船に人數百五拾人餘

右小船の石火矢數同前大サもあまり違ひも無御座候由船の名ガリアン (Galeas, Galleon) と申候貳艘

西暦一六四七年長崎に渡來の葡國使節に關する肥後細川家所藏「正保黒船來朝記」(武藤) (三三)

類船にて參候事をアルマタと申候由に御座候

長崎表之御沙汰荒増(この部分は古事類苑外交部十八箇
葡萄第一二三六頁以下にも引用す)

一カリアン船貳艘長崎の津口迄參候時政所馬場三郎左衛門殿より如何様之子細にて參候哉と御尋被成候

一ガリアン船より申上候は、南蠻より訴訟可申上、使は舟を差し上候由申上候

一馬場殿より御申候は、御訴訟申上候は津中に船を入可申上候由被仰遣候、舟を入申候は日本ノ作法候間

帆石火矢杯差し上可申由申候得と被仰遣候

一返答ニ、船を入可申上由奉畏候由ニテ則津中に入申候、帆石火矢之義賣買船杯は御作法ニテ上可申候得共、使者船の道具上候例無御座候由申候て、道具壹ツも上不申候

一貳艘共ニ兵船作之由、右之通色々りくつを申候候付、三郎左衛門殿御驚被成候由

一西國之御目付豊後府内之城主貳万石日根野織部正殿、西國之御目付肥前嶋原之城主四万石高力攝津守殿、三千石馬場三郎左衛門殿、萬事此三人にて御相談之由

一細川肥後守殿家來續平右衛門奥田藤左衛門兩人急々長崎差出置申候ニ付黒田殿御番勢手うすく候間肥後守殿人數加勢可仕由六月廿七日之曉ニ御三人衆より被仰下候ニ付同廿八日長岡勘解由貳千餘召連渡海仕候得共則江戸より右の段言上之由黒田殿右之趣ヲ御聞届られ御三人衆より御立腹之由依之御評定之時も終ニ出仕無之由此段譽申候由

一鍋嶋殿家老鍋嶋七左衛門大繩ヲ張申候手行申上候由ニて繪圖ニ見エ申候様ニ被仰付候

一一番黒田殿二番鍋嶋殿三番肥後守と被仰渡候通り勘解由手前より國本家老共方々申越候ニ村家老共三人衆の使者を差上申候三番と被仰付は肥後守身代相應之人數を相渡候様ニ思召被仰付候哉最前被仰下候は唐船急ニ掛出可申様ニ被思召黒田様鍋嶋様御人數進可有御座との義ニ付御番勢手薄キ御加番のため小勢相渡シ申候國元の人數相揃罷居申候間御返事次第渡海可仕由申上候得ば肥後守殿人數入申間舗候得共先御渡可然由被仰下候ニ付長岡監物惣大將ニテ八九千人數召連罷越候キ七月七日ニ右の使者罷歸八日九日十日段々次々召連渡海仕候

一諸手之人數ニ付船數從公儀被仰付候寫則相添近々申候

一監物長崎に罷上り三郎左衛門殿に御見廻申上候得は三郎左衛門殿被仰候は若唐船懸出可申哉と手段御許定被成候得共可然様なる事も無御座候鍋嶋七左衛門大繩之義迄ニ候繩之義は大海に蜘蛛の相張たる様なる義にて御安堵不被成候由被仰候て監物ニ存寄も有之候は、可申上候由ニ御座候得とも辭退申上候得は若船かけ出候得は日本之名おり松平の御家に疵ヲ付三人の横目共の大事只今ニ極候(一宇)可申上候由被仰候處監物申上候は大繩之儀も御心體ニ御尤ニ奉存候儘ニかけ出不申手段可有御座候奉存候大船を御寄被成五重せきを被仰付帆柱貳本横渡シ其上大角木を渡シかすがるニてつけ其上ニ大板ヲ打付申候は、大船の長サを大形八間之積りニ仕候得は五艘ニハ中五八四拾間ハ平地の如く可罷成由申上候

三郎左衛門殿被仰其材木足り申間敷候間長崎脇茂木山と申山有之候夫、山入被仰付候由被仰候監物申上候は從公儀被仰付候御普請ニ御座候間材木足り不申候は、長崎之町家澤山なる義ニ候間御崩させ被成故後は普請被付被遣候は、結句忝かり可申と奉存候由申上候得は段々埒明申候間右之趣を攝津守殿織部殿にも監物可申上候由被仰候得は八九千人數召連參候間人數之義ニ付出シ入之義杯は乍慮外罷出可申上候得共手行之義は三郎左衛門様肥後守無御如在御まかしニテ御座候間乍慮外監物つれ迄御心安奉存右之通申上候三郎左衛門様之御工夫ニ被成御相談可被遊候其上ニテ普請難調様ニ被仰衆御座候ハ、船と材木御渡被成候ハ、肥後守一手ニても可申付候間左様御心得可被遊候

加へ御座候て右之段申上候と申由

一右之段御三人御評定相極船せき被仰候所廣サ貳百四拾間ノ内百貳拾間は肥後守百貳拾間鍋鳴殿立花殿寺澤殿小笠原殿ニ被仰付候黒田殿はかまひ不成候由舟數寄リ不申候て三重ニ懸リ申候右舟橋之跡ニ肥後守内ニ申付置候せいろいろ舟四艘付申候ヲ何も被感被成候由二階栖樓にて御座候故殊外見事ニ御座候由舟橋は七月十四日之夜ニ入取懸リ夜間迄ニ仕廻申候由也

一諸手之人數舟數加子杯の相違仕候を非ヲ入申候由ニ御座候肥後守義は天草定被仰付候故天草ニ小人數遣置其上國元ニテ手當之人數申付八代宇土郡細川帶刀人數佐敷ニ人數遣置熊本ニ留主居江戸ニ召連候人數澤山ニ御座候て其上ニテ殘ル人數を遣申候

一船懸リ様諸手ノ懸リ様ハ艤付ニて候肥後守舟懸リ様一手切ニふり懸リニテ御座候御横目衆々かすヘニ
被遣被成候時も諸手の盤しれ申候へとも肥後守舟數はかすヘ申事成不申候由。
(以上通航一覽卷百八十七、第八十七頁に正保黒船來朝記よりとして引用す)

一監物召連候人數は舟橋懸リ申候て頓て御返し被成勘解由は唐船御返し被成候迄居申罷歸候也

(この一節は通航一覽卷百八十七、第八十七頁に引用す)

諸手人數船數之覺(この部分は通航一覽卷百八十七第八十一頁以下並に古事類苑外交部十八葡萄牙第一二三八頁以下に載す)

細川肥後守

一壹万三千三百壹人

(永見徳太郎氏舊所藏ボクサー)
氏現在所藏地圖と數字一致す

内四千八百九拾六人

加¹⁸子

一百八艘

一百貳拾五艘

荷¹⁹舟

合貳百三拾三艘

松平筑前守

一壹万千七百三拾人²⁰

内貳千七百三拾人

加²¹子

西曆一六四七年長崎に渡來の葡國使節に關する肥後細川家所藏「正保黒船來朝記」(武蔵) (三七)

一六拾壹艘

せき舟²³

一五拾艘

荷舟²³

合百拾壹艘

一八千三百五拾人²³

鍋嶋信濃守

内三千三百五拾人

加子

一貳拾五艘

せき舟

一百艘

荷舟

合百貳拾五艘

立花左近將監²⁴

一三千八百七拾人

加子

内八百人

せき舟

一拾四艘

荷舟

一五拾一艘

荷舟

合六拾五艘

荷舟

寺澤兵庫頭

一三千五百五人（長崎圖書館の
圖と一致す）

内六百八拾五人

一拾三艘

一拾九艘

合三拾貳艘

大村丹後守²⁷

荷舟子²⁸

一貳千六百三人（永見氏舊所藏地圖より長崎縣立
圖書館が複寫せしものと一致す）

内千貳拾三人

一本書三なし

一回断

合九艘

加²⁸舟子

小笠原信濃守

一千六百七拾八人

内六百五拾人

加子

西暦一六四七年長崎に渡米の葡國使節に關する肥後細川家所藏「正保黒船來朝記」（武藤）

（五九）

一九七

一六艘

一拾四艘

合貳拾艘

せき舟

松平隱岐守

一六千三百拾壹人(永見氏舊所藏ボクサ一氏現在所
藏地圖には千百九十九人と記す)

内貳千六百拾五人

一四拾八艘

一五拾貳艘

合百艘

加せき舟子

松平美作守

一拾六艘

一千百九拾人

内五百六拾八人

合貳拾六艘

荷せき舟子

惣合七百三拾壹艘

人數惣合四万七千九百四拾貳人(古事類苑に引用の細川氏
藩士留書は以上にて終る)

右追加者元祿十二巳卯歲四月廿九日不慮ヲ得求爰ニ集置右一冊享保十八癸丑年於宇土
借請合書寫讀合相添也 俊朝

寛政八年丙辰五月寫畢

香山長俊

據内閣文庫所藏本

昭和六年九月三日謄寫了

竹内康二

註

1 正保は年號、この船が正保四年丁亥即ち西暦一六四七年に我長崎に來着したからである。黒船は外國より來る大船、外國船が多く全體(船體)を黒く塗りたるがためである。この場合は南蠻船、葡萄牙船の來朝の記事である。これを佛人と誤り記する年表あり、佛郎機人の意ならば差支なし。

2 此葡萄牙船は哥阿(臥亞)(Gao)より阿媽港(Macao)に來り、同地を七月八日(西洋暦)に發し、同月二十六日(26th of July 1647)に長崎港外硫黃島の邊に着してゐる。

3 ガリアンは船名にあらず船の型式である。葡語 Galeão 也、アルマタは一六四〇年に來た Almeida と誤りたるにあらざる乎。或は Admirante の積なりや。

4 硫黃島、祝島、今は専ら伊王島と書く、葡萄牙人は葡語で此島を“ Ilha dos Cavallos ”と呼べり英語 (Island of Horses) の意也
西暦一六四七年長崎に渡來の葡國使節に關する肥後細川家所藏「正保黒船來朝記」(武藝) (三七) 一九九

5 カピタン Capitão

6 筑前福岡城主松平筑前守 The Daimio of Chikuzen

7 肥前佐嘉城主

8 肥前島原城主

9 長崎奉行馬場三郎左衛門利重

10 筑後柳河城主立花左近將監忠茂

11 伊豫松山城主

12 早船 ハヤフネ、舸、一名高尾船、艤船

13 通詞ツウキ Tsouzou と發音す。Léon Pagès著 Dictionnaire Japonais Français 參照

14 Dom João IV

15 Amacao, Macau, Macao, 阿媽港、阿媽港、マカオ

16 Admirante 手。ガリアンは船名にあらず、船の型式也な。type 也。

17 葡萄語 Galeão Galeão 西班牙語 Galeón Galion 英語 Galleon 船の種類、型式也。船名にあらず。

18 カコ、加子は鹿子、舟子、水主とも書く。長崎外交紀略には船手と記す、数字は一致す。

19 セキフネは關船 Sekifune or Guardship

20 長崎實錄大成には一萬七百二十人と記す。

21 加子は帆を操り櫓擢を推し舟を行るを専務とする人を指す。

22 Guardship

23 長崎實錄大成と数字一致す、永見氏舊所藏ボクサー氏現所藏地圖には壹萬千三百五十人とあり。

筑後柳川城主

肥前唐津城主

長崎實錄大成には六百八拾人水主と記す。

肥前大村城主

長崎實錄大成には千二拾一人水主と記す。

伊豫今治城主

長崎實錄大成には水主と記す。

(追 錄)

正保四年長崎に渡來の葡萄牙國使節に就ては拙稿本文中に明記して引用しなかつた参考文献地圖等がある。今其一二を示さば次の如くである。

一、子爵松平忠和氏所藏葡萄牙船長崎入港警戒之圖（文學博士辻善之助氏著「增訂海外交通史話」第七百六十四頁參照）

この圖にある葡船の旗と本誌に拙稿と共に掲載の古賀十二郎君所藏圖の葡船の旗と異なる點に注意を要す。

二、昭和七年十一月一日發行史學雜誌第四十三編第十一號所載荻野三七彦氏稿「寛永鎖國と細川家の羅馬字印章」にも引用され居る正保異船錄（この原本は福岡に原所藏者あり、東京帝大文學部史料編纂所には其寫本を藏す）

三、C. A. Montalto de Jesus 著 Historic Macao にこの事件を書いて居る。其内葡船來朝するまでの事情を次の如く書いて居る。

The Viceroy of India in 1644 despatched Goncalo do Sequeira on an embassy to Japan. On his arrival at Macao the citizens protested so strongly against the mission, that he returned to Goa, whence he sailed again, in 1646, with two heavily armed ships. After a long detention at Macao, the embassy at last reached Nagasaki.

西暦一六四七年長崎に渡來の葡國使節に關する肥後細川家所藏「正保黑船來朝記」(武藤)

(N.Y.) 1101

又長崎港口に船橋を架して葡船の逃げ去る事を防いだ事に就て次の如く書いて居る。

the ships (Portuguese) were closely guarded by a large flotilla of armed boats stationed across the strait. (Historic Macao, By C. A. Montalto de Jesus, Second Edition. Macao, 1926, p. 104)

四、ムルムンベ著日本古今記には此事件に就て別に優れた史料を提供して居る。たゞ葡船の圖が西班牙國より獨立の結果使節を我國に派する事となつた事を簡単に述べて居る。即ち次の如くである。

About the same time, in 1647, a Portuguese embassy arrived in Japan, in hopes, since the separation from Spain, of reviving the ancient commercial intercourse; but, though the ambassador was treated with respect, his request was peremptorily declined, (Hildroth, Japan as it was and is, p. 203)

(追記)

本文に辻博士著海外交通史話に掲載の子爵松平忠和氏所藏の葡萄牙船長崎入港警備の圖に就て述べ子爵松平忠和氏の家は肥前島原藩舊藩主の家なる事を述べて置いた。しかし松平忠和氏は既に故人で當主は子爵松平忠謙氏で先代忠和氏の孫忠威氏の長男に當る事を茲に追記して置きたい。

古賀十二郎君所藏「肥前國長崎古繪圖」の説明（挿畫参照）

古賀十二郎君所藏肥前國長崎古繪圖の特色の一つは正保四年丁亥六月二十四日長崎入津の葡萄牙船が葡萄牙王國の國旗を掲揚して居る事である。他の特色の一つは長崎港帶泊の和蘭船が四艘である事である。長崎の舊記錄にも四艘と書いてある。然るに又古賀君所藏の繪圖には長崎港外沖ノ島附近に一艘の和蘭船が書いてある。又此古賀君所藏古繪圖には寛永十七年辰七月南蠻船燒沈所も示してある。又慶長十四年長崎に渡來の葡萄牙船 Madre de Deus の爆沈した場所も示してある。さればこの古賀君所藏の長崎古繪圖は單純な正保四年長崎入津の葡萄牙船警備の圖ではない。永見徳太郎氏舊所藏ボクサー氏現所藏正保四年葡萄牙使節入津に付長崎港警備の圖には長崎港碇泊の和蘭船は三艘である。この點も古賀君所藏長崎繪圖は異つて居る。